

行政書士ほっかいどう

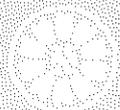
1999. 3. No. 231



スコトン岬(礼文島)

目 次

業務資料 中央建設業審議会総会資料について.....	2	お知らせ 宿泊施設利用の契約.....	17
女性行政書士交流会のご案内.....	6	釧路地方務局斜里出張所閉庁のお知らせ.....	18
補助者届.....	6	函館地方務局松前・木古内出張所閉庁のお知らせ.....	18
業務資料 改正労働基準法の概要.....	7	お知らせ 図書幹旋・取引銀行名の変更について.....	19
申請取次行政書士に関するお知らせ.....	12	平成11年度建設関係資格試験・検定案内.....	20
お知らせ 在留資格等の相談会を実施します.....	14	情報コーナー・根室支庁.....	24
北海道在留手続協議会からのお知らせ.....	14	統一用紙の払いだし請求について.....	24
相続業務 Q & A.....	15	会長選挙の日程についてのお知らせ・総会日程のお知らせ.....	25
任意会取材レポートNo.3 行政書士運輸協会.....	16	本会の主要行事・支部業務研修会開催状況.....	26
平成10年度行政書士試験結果.....	17	表紙のことは・ごせい去・編集後記.....	28



《中央建設業審議会総会資料について》

去る平成11年2月19日(金)、中央建設業審議会総会が開かれ、その資料が北海道建設部建設情報課より当会に送付されましたので、その要旨を掲載します。

経営状況分析の見直しについて(要旨)

1 問題意識

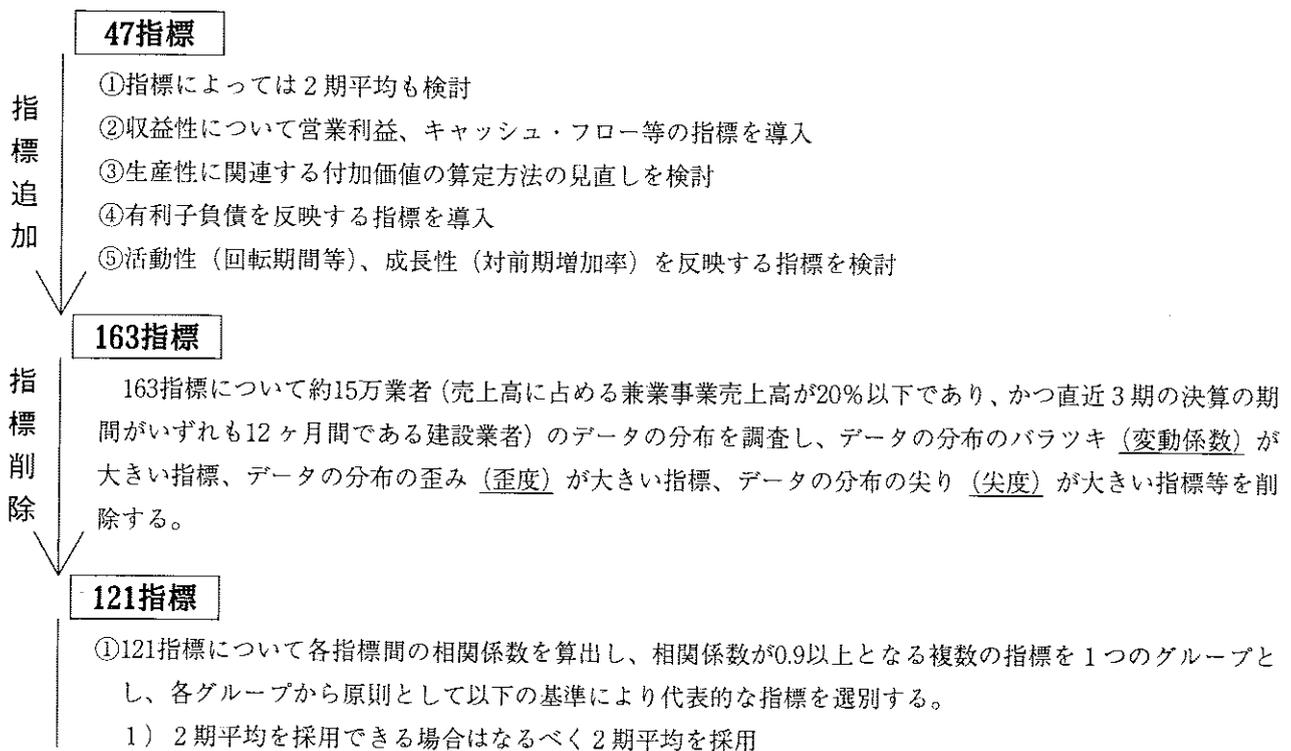
平成10年2月4日の中央建設業審議会建議に基づき、建設業者の経営状況を経営事項審査に一層的確に反映させるため、経営状況分析について以下の検討を行う。

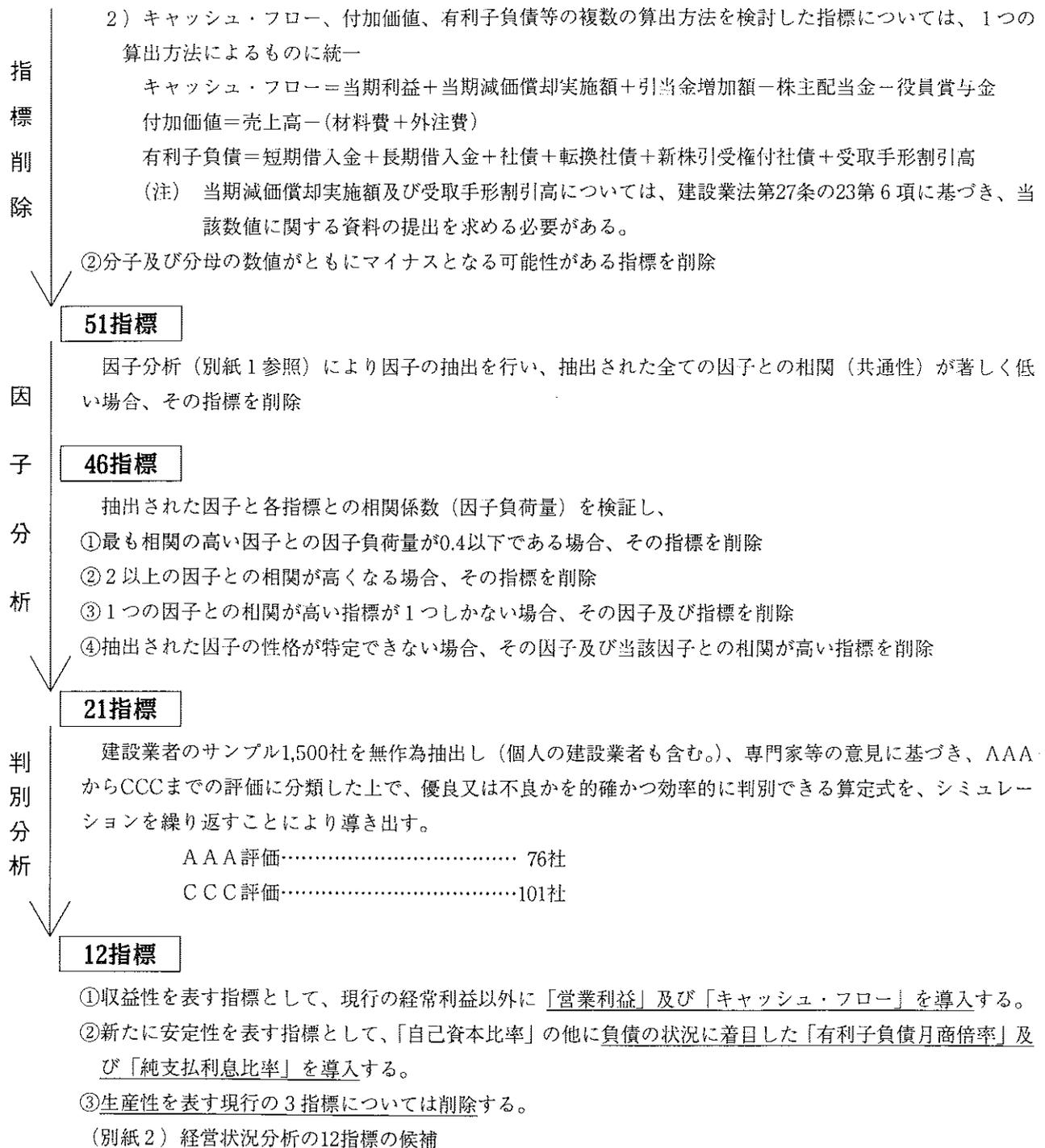
- 新たな経営状況分析の指標について
- 連結決算の経営状況分析への反映について

2 新たな経営状況分析の指標について

新たな経営状況分析の指標を選定する手法としては、昭和63年改正時に12指標を選定した基となる47指標に有利子負債、キャッシュ・フロー等を反映する新たな指標を加え、昭和63年改正時に12指標を選定した手法と同様に、因子分析等により指標の選定を行った上で判別分析により算定式を設定する。この新たな指標による経営状況分析については平成11年3月期決算より適用する。

(別紙1) 現行の経営状況分析の12指標





3 連結決算の経営状況分析への反映について

以下の理由により、証券取引法の適用を受ける建設業者については、平成11年3月期決算より、連結決算により算出された経営状況分析の評点を単独決算による評点に加えて付記する。

○証券取引法の適用を受ける建設業者について、連結決算による経営状況分析の評点を算出した場合、単独決算による経営状況分析の評点と比較して大きく異なる場合があること。

○証券取引法の適用を受ける建設業者については、平成12年3月期より連結決算中心の情報開示となること

(連結決算による評点の付記の方法)

親会社A社、子会社B社の場合

A社→A社単独決算による評点に加え、A社及びB社の連結決算による評点を付記する。

B社→B社単独決算による評点のみを表示し、A社及びB社の連結決算による評点は付記しない。

4 発注者による経営状況分析の評点の活用

今後、公共工事の各発注者において、新たな指標による経営状況分析の評点及び連結決算による経営状況分析の評点を活用されることが期待される。

この場合、経営事項審査は様々な観点から為されうる企業評価のうち、完成工事高等の一定の項目について一定の方法で算定を行ったものであり、建設業界を取り巻く環境が大きく変化する中で、その評点の活用にあたっては、データやプロセスなどのいわば算定にあたっての前提となる考え方を十分理解した上で行うことが必要である。

さらに、経営事項審査の評点の活用により競争参加資格者が極めて限定的となり、かえって不当に競争を制限し、今回の改正の趣旨である透明で競争性の高い市場環境の整備に反することとならないようにするべきである。

現行の経営状況分析の12指標

(別紙1)

	記号	経営状況分析の指標 (()内はY評点への寄与度)	算 出 式	上限値	下限値
収益性	X1	売上高経常利益 (14.1%)	経常利益/売上高×100	5.8	-3.5
	X2	総資本経常利益率 (13.3%)	経常利益/総資本×100	12.0	-7.3
	X3	損益分岐点比率 (2.7%)	(販売費及び一般管理費+支払利息)/(売上総利益+営業外収益-営業外費用+支払利息)×100	61.0	124.0
流動性	X4	流動比率 (24.4%)	(流動資産-未成工事支出金)/(流動負債-未成工事受入金)×100	265.0	0.0
	X5	当座比率 (3.6%)	(現預金+受取手形+完成工事未収入金+売掛金+有価証券+自己株式+親会社株式)/(流動負債-未成工事受入金)×100	237.0	0.0
	X6	運転資本保有月数 (4.5%)	(流動資産-流動負債)/(売上高÷12)	3.8	-2.7
生産性	X7	1人当たり売上高対数 (4.9%)	LOG10(売上高/総職員数)	5.1	3.7
	X8	1人当たり付加価値対数 (0.7%)	LOG10(売上高-(材料費+労務費+外注費))	4.4	3.2
	X9	1人当たり総資本対数 (3.5%)	LOG10(総資本/総職員数)	5.0	3.4
健全性	X10	固定比率 (7.0%)	固定資産/自己資本×100	0.0	999.0
	X11	自己資本比率 (0.7%)	自己資本/総資本×100	56.0	-16.0
	X12	固定負債比率 (20.6%)	固定負債/自己資本×100	0.0	940.0

(注) ● X3、X10、X12の3指標については、値が小さいほど評点に対しプラスの影響を及ぼす指標

● 下線の指標については、新たな経営状況分析の候補となっている指標

$$\text{収益性の点数} = 0.29389 \times X1 + 0.13965 \times X2 - 0.00957 \times X3 + 0.22700$$

$$\text{流動性の点数} = 0.01529 \times X4 + 0.00238 \times X5 + 0.12213 \times X6 - 2.04379$$

$$\text{生産性の点数} = 2.40155 \times X7 + 0.41529 \times X8 + 1.42668 \times X9 - 18.18439$$

業 務 資 料

健全性の点数 = $-0.00107 \times X10 + 0.00181 \times X11 - 0.00320 \times X12 + 0.63560$

A(経営状況点数) = $0.611608 \times \text{収益性の点数} + 0.743306 \times \text{流動性の点数} + 0.226549 \times \text{生産性の点数} + 0.649755 \times \text{健全性の点数} - 0.350834$

Y(経営状況の評点)

(法人) $Y = 144.5 \times A + 700$

(個人) $Y = 144.5 \times A + 479$

経営状況分析の12指標の候補

(別紙2)

	記号	経営状況分析の指標 (()内はY評点への寄与度)	算 出 式	上限値	下限値
収益性	X1	売上高経常利益 (14.2%)	経常利益/売上高×100	7.4	-9.5
	X2	総資本経常利益率 (8.1%)	経常利益/総資本(2期平均)×100	15.8	-13.1
	X3	キャッシュ・フロー対売上高比率 (7.1%)	(当期利益+当期減価償却実施額+引当金増加額-株主配当金-役員賞与金)/売上高×100	6.7	-7.5
流動性	X4	必要運転資金月商倍率 (2.6%)	(受取手形+完成工事未収入金+売掛金+未成工事支出金-支払手形-工事未払金-買掛金-未成工事受入金)/(売上高÷12)	-1.6	3.4
	X5	立替工事高比率 (10.2%)	(受取手形+完成工事未収入金+売掛金+未成工事支出金-未成工事受入金)/(売上高+未成工事支出金)×100	0.0	37.9
	X6	受取勘定月商倍率 (2.8%)	(受取手形+完成工事未収入金+売掛金)/(売上高÷12)	0.0	4.3
安定性	X7	自己資本比率 (8.9%)	自己資本/総資本×100	68.4	-23.5
	X8	有利子負債月商倍率 (17.0%)	(短期借入金+長期借入金+受取手形割引高+社債+転換社債+新株引受権付社債)/(売上高÷12)	0.0	10.8
	X9	純支払利息比率 (11.3%)	(支払利息-受取利息配当金)/売上高×100	0.0	3.1
健全性	X10	自己資本対固定資産比率 (3.5%)	自己資本/固定資産×100	529.3	-76.5
	X11	長期固定適合比率 (9.1%)	(自己資本+固定負債)/固定資産×100	754.5	26.9
	X12	付加価値対固定資産比率 (5.2%)	(売上高-(材料費+外注費))/固定資産(2期平均)×100	1430.6	61.5

(注) ● X4、X5、X6、X8、X9の5指標については、値が小さいほど評点に対してプラスの影響を及ぼす指標

● 下線の指標については、現行の経営状況分析において採用されている指標

● 税効果会計を適用している会社については、X3を算出するに当たって「当期利益」を「税引前当期利益-法人税等」に置き換えて算出

● いわゆる労務外注費を「労務費」に含めて計上している会社については、X12を算出するに当たって「外注費」を「外注費+労務外注費」に置き換えて算出

収益性の点数 = $0.10403 \times X1 + 0.03219 \times X2 + 0.06474 \times X3 - 0.52301$

流動性の点数 = $0.13201 \times X4 + 0.06263 \times X5 + 0.16302 \times X6 - 1.21835$

安定性の点数 = $0.00969 \times X7 - 0.16104 \times X8 - 0.36901 \times X9 + 0.43437$

健全性の点数 = $0.00107 \times X10 + 0.00229 \times X11 + 0.00071 \times X12 - 0.94023$

A(経営状況点数) = $0.708 \times \text{収益性の点数} - 0.291 \times \text{流動性の点数} + 0.721 \times \text{安定性の点数} + 0.419 \times \text{健全性の点数} + 0.255$

Y(経営状況の評点)

(法人) $Y = 215.3 \times A + 720$

(個人) $Y = 215.3 \times A + 420$

3級建設業経理事務上の取り扱いについて(要旨)

経営事項審査の審査項目である「建設業経理事務士の数」については、1級及び2級の建設業経理事務士の有資格者(公認会計士、税理士等を含む。)が評価対象とされ、さらに平成10年度末までの措置として3級建設業経理事務士の有資格者についても評価対象とされているが、建設業経理事務士の一層の普及を促進する観点から、3級建設業経理事務士の評価期間を、さらに5年間(平成15年度末まで)延長することとする。

女性行政書士交流会のご案内

今年度は、山形県で女性行政書士交流会が行われます。

全国の行政書士の方々と交流を持つ良い機会ですので是非ご参加下さい。

[日 時] 平成11年6月13日(日)午後1時～
6月14日(日)正午まで

[場 所] 山形県天童市鎌田本町1-1-30

「滝の湯ホテル」TEL 023-654-2211

[会 費] 28,000円(宿泊・観光・講演会・懇親会含む)
14,000円(懇親会のみ)

[振込先] 郵便振込 記号18530 番号9870171
女性行政書士交流会山形会 安達 信子
※振込料は各自負担でお願いします。

[備 考] ●参加の締切は4月10日(日)(宿泊は60名まで)

●申込は参加申込書にてFAX又は郵送で下記まで送付。

〒997-0827 山形県鶴岡市陽光町3番16号

行政書士 佐藤 朝子

TEL 0235-23-5222 FAX 0235-23-2338

●その他詳細は

行政書士佐々木ひとみ まで

TEL 011-753-6170 FAX 011-753-6171

補助者届

—— 総務部からのお願い ——

- 行政書士法施行規則第5条の規定により、補助者を置いたとき、補助者を置かなくなったときなどには、届け出なければなりません。
- 平成6年10月26日現在、既に届け出をしていた補助者については、平成9年10月25日をもって効力がなくなっています。
- 前期事項を確認し、必要な場合には、所要の届け出をして下さい。
なお、詳しくは本国会報、平成9年7月号(17頁)及び9月号(17頁)を参照して下さい。

《改正労働基準法の概要》

平成10年9月30日に

- ①経済社会の変化に対応した主体的な働き方のルールづくり
- ②職業生活と家庭生活との調和、労働時間短縮のための環境づくり
- ③労働契約の複雑化、個別化に対応したルールづくり

の3つの柱からなる労働基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第112号）が公布されました。

また、同法による改正事項のうち平成11年4月1日から施行されるものに関する命令及び告示も定められています。

平成11年4月1日施行の事項

1 労働契約期間の上限延長(第14条)

新商品、新技術の開発等の業務や新規事業の展開などのプロジェクト業務に必要な高度の専門的な知識等を有する者を新たに雇い入れる場合や60歳以上の者を雇い入れる場合の期間の定めのある労働契約について、その期間の上限は3年です。

高度の専門的な知識等を有する者とは、次のいずれかに該当する者です。

- ①博士の学位を有する者
- ②修士の学位及び3年以上の業務経験を有する者
- ③公認会計士、医師、歯科医師、獣医師、弁護士、一級建築士、薬剤師、不動産鑑定士、弁理士、技術士、社会保険労務士のいずれかの資格を有する者
- ④特許法に規定する特許発明の発明者、意匠法に規定する登録意匠を創作した者又は種苗法に規定する登録品種を育成した者であって、5年以上の業務経験を有する者
- ⑤国等によりその有する知識が優れたものであると認定され、上記①から④までに掲げる者に準ずる者として労働省労働基準局長が認める者であって、5年以上の業務経験を有する者

2 労働契約締結時の労働条件の明示(第15条)

労働契約の締結に際し、使用者は、次の事項について書面の交付により労働者に明示しなければなりません。

- ①労働契約の期間に関する事項
- ②就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
- ③始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに就業時転換に関する事項
- ④賃金の決定、計算及び支払の方法、賃金の締切り及び支払の時期に関する事項
- ⑤退職に関する事項

なお、施行日までに、参考となるようなモデル様式を労働基準監督署等に備え付けます。

3 退職時の証明(第22条)

退職の場合に、労働者が使用者に証明書を請求できるのは、次の事項です。

- ①使用期間
- ②業務の種類
- ③その事業における地位
- ④賃金
- ⑤退職の事由（解雇の場合は、その理由を含みます。）

なお、施行日までに、参考となるようなモデル様式を労働基準監督署等に備え付けます。

4 1か月単位の変形労働時間制の要件変更(第32条の2)

就業規則等によるほか、労使協定を締結し、労働基準監督署長に届け出ることによっても1か月単位の変形労働時間制を導入することができます。

5 1年単位の変形労働時間制の要件変更(第32条の4、第32条の4の2)

変更があった要件は次のとおりです。

- (1)1年単位の変形労働時間制の対象とする期間（対象期間）を通じて使用されない労働者についても1年単位の変形労働時間制により労働させることができます。
- (2)労働させた期間が対象期間より短い労働者については、その使用された期間を平均して1週間当たり40時間を超えた労働についての割増賃金の支払が義務づけられています。
- (3)対象期間を1か月以上の期間に区分して労働日及び労働日ごとの労働時間を特定することができます。
この場合は、労使協定では最初の期間の労働日及び労働日ごとの労働時間、最初の期間を除く各期間の労働日数及び総労働時間を定めなければなりません。また、当該各期間の労働日及び労働日ごとの労働時間は当該各期間の初日の少なくとも30日前に定めなければなりません。
- (4)労働日及び労働日ごとの労働時間は、次の要件を満たすように定めなければなりません。

①労働日数の限度

対象期間が3か月を超える場合において、当該対象期間について1年当たり280日。したがって、1年間の暦日数から280日を減じた日数以上の休日を確保しなければなりません。

ただし、過去1年以内の日を含む3か月を超える期間を対象期間とする旧協定がある場合、新しい協定における最長所定労働時間の設定によっては、より少ない日数となることがあります。

②1日及び1週間の所定労働時間の限度

1日10時間、1週間52時間。

ただし、対象期間が3か月を超える場合においては、その労働時間が48時間を超える週が連続する場合の週数が3週間以下でなければなりません。また、対象期間を3か月ごとに区分した各期間において、その労働時間が48時間を超える週は、当該週の初日の数で数えて3以下でなければなりません。

③連続して労働させる日数の限度

6日。

ただし、特定期間（対象期間中の特に業務が繁忙な期間として労使協定で定めた期間）においては1週間に1日の休日が確保できる日数。

- (5)1年単位の変形労働時間制の対象者については、時間外労働の限度に関する基準において特別の取扱いを受けます（7の(1)を御覧ください。）。

（注）使用者は、変形労働時間制（1か月、1年及び1週間単位のものに限ります。）の対象者のうち、育児を

行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮を要する者が育児等に
必要な時間を確保できるような配慮をしなければなりません。

6 一斉休憩の例外(第34条)

使用者は、次の事項について定めた書面による労使協定があるときは、休憩時間を労使協定の定めるところにより与えることができます。

- ①一斉に休憩を与えない労働者の範囲
- ②①の労働者に対する休憩の与え方

なお、既に適用除外の許可を受けている事業場については引き続き適用除外であり、改めて労使協定を締結する必要はありません。

7 長時間にわたる時間外労働の抑制(第36条)

労働大臣は、いわゆる36協定において定める労働時間の延長の限度等について労働者の福祉、時間外労働の動向等を考慮して基準を定めることができます。

36協定の内容は、この基準に適合したものとなるようにしなければなりません。

基準の概要は次のとおりです。

(1)時間外労働の限度に関する基準

- ①労働時間を延長する必要がある業務の範囲を細分化することにより明確にしなければならないこと。
- ②1日についての延長時間のほか、1日を超え3か月以内の期間及び1年間についての延長時間を定めなければならないこと。
- ③延長時間は、次の表の左の欄の「期間」の区分に応じて、右の欄の「限度時間」を超えないものとしなければならないこと。

a 一般の労働者の場合

期 間	限 度 時 間
1 週間	15時間
2 週間	27時間
4 週間	43時間
1 か月	45時間
2 か月	81時間
3 か月	120時間
1 年間	360時間

b 対象期間が3か月を超える1年単位の 変形労働時間制の対象者の場合

期 間	限 度 時 間
1 週間	14時間
2 週間	25時間
4 週間	40時間
1 か月	42時間
2 か月	75時間
3 か月	110時間
1 年間	320時間

(2)特定労働者に関する時間外労働の限度に関する基準

時間外労働に関する女性保護規定の解消に伴い、一定の育児又は介護を行う女性労働者（特定労働者。注1を御覧ください。）のうち希望者については、平成11年4月1日から平成14年3月31日までの3年間、次のような基準が適用されます。

- 延長時間は、次の表の左の欄の「事業」の区分に応じて、中央の欄の「期間」について、右の欄の「限度時間」を超えないものとしなければならないこと。

業 務 資 料

事 業		期 間	限 度 時 間
A	製造業、鉱業、建設業、運輸交通業、貨物取扱業等	1週間	6時間
		1年間	150時間
B	保健衛生業、接客娯楽業	2週間	12時間
		1年間	150時間
C	林業、商業、金融・広告業、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、清掃・と畜業等	4週間	36時間
		1年間	150時間

(注1) 特定労働者とは、次のいずれかに該当する女性労働者です。

- ① 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者
- ② 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態にある次のいずれかの者を介護する労働者
 - イ 配偶者、父母、子、配偶者の父母
 - ロ 同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹、孫

(注2) Aの欄の製造業等において決算のために必要な業務に従事させる場合は、1週間について6時間ではなく、2週間について12時間を超えないものとすることができます。

8 年次有給休暇の付与日数の引上げ(第39条、第72条)

年次有給休暇の付与日数が引き上げられ、平成12年度までの経過措置も含め、次のとおりとなりました。
なお、このほかにも経過措置があります。

(1) 一般の労働者

継 続 勤 務 年 数		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5	7.5	8.5	9.5以上
付与日数	平成11年度	10	11	12	14	15	16	17	18	19	20
	平成12年度	10	11	12	14	16	17	18	19	20	20
	平成13年度以降	10	11	12	14	16	18	20	20	20	20

(2) 第72条の特例の適用を受ける未成年者((3)に該当する者を除く。)

継 続 勤 務 年 数	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5以上
付 与 日 数	12	13	14	16	18	20

(3) 週所定労働時間が30時間未満の労働者

① 週所定労働日数が4日又は1年間の所定労働日数が169日から216日までの者

継 続 勤 務 年 数		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5	7.5	8.5	9.5以上
付与日数	平成11年度	7	8	9	10	11	12	12	13	14	15
	平成12年度	7	8	9	10	12	12	13	14	15	15
	平成13年度以降	7	8	9	10	12	13	15	15	15	15

② 週所定労働日数が3日又は1年間の所定労働日数が121日から168日までの者

継 続 勤 務 年 数		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5	7.5	8.5	9.5以上
付与日数	平成11年度	5	6	6	7	8	9	9	10	10	11
	平成12年度	5	6	6	7	9	9	10	10	11	11
	平成13年度以降	5	6	6	7	9	10	11	11	11	11

業 務 資 料

③週所定労働日数が2日又は1年間の所定労働日数が73日から120日までの者

継続勤務年数		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5	7.5	8.5	9.5以上
付与日数	平成11年度	3	4	4	5	5	6	6	6	7	7
	平成12年度	3	4	4	5	6	6	6	7	7	7
	平成13年度以降	3	4	4	5	6	6	7	7	7	7

④週所定労働日数が1日又は1年間の所定労働日数が48日から72日までの者

継続勤務年数		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5	7.5	8.5	9.5以上
付与日数	平成11年度	1	2	2	2	2	3	3	3	3	3
	平成12年度	1	2	2	2	3	3	3	3	3	3

9 就業規則に関する別規則の制限の廃止(第89条)

就業規則の作成に当たり別に規則を定めることができる事項の制限(改正前は、賃金に関する事項等に限られていました。)は、廃止されました(どの事項についても別に規則を定めることができます。)

なお、別規則であっても、従来同様労働基準監督署長に届け出なければなりません。

10 法令等の周知義務(第106条)

使用者は、就業規則、労働基準法の要旨等のほか、労働基準法に基づくすべての労使協定(新たな裁量労働制が施行された後は労使委員会の決議を含みます。)を労働者に周知させなければなりません。

また、その周知の方法は、次のいずれかによらなければなりません。

- ①常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること。
- ②書面を労働者に交付すること。
- ③磁気ディスク等に記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

11 過半数代表者

労働基準法に規定されている労働者の過半数を代表する者は、次のいずれにも該当する者でなければなりません。

- ①労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でないこと。
- ②労使協定の締結等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であること。

また、使用者は、労働者が過半数代表者であること、過半数代表者になろうとしたこと、過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として不利益な取扱いをしないようにしなければなりません。

申請取次行政書士に関するお知らせ

1. 新たに申請取次行政書士の承認を受ける方へ

日本行政書士会連合会の申請取次行政書士管理委員会が主催する研修会に参加された方で『申請取次行政書士』の承認を希望される方は、次の必要書類を管轄する札幌入国管理局又は各出張所に提出してください。その際、担当官による若干のヒアリングが行われる場合があります。

【承認に必要な書類】

1. 申請取次申出書
2. 行政書士登録証写
3. 経歴書（様式は研修終了時に交付）
4. 顔写真（2 cm×2 cm）2枚
5. 研修修了証書

【必ずお読みください】

申請取次行政書士として承認を受けた場合、必ず日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員会にその旨ご連絡ください。その際、入国管理局からの通知書及び申請取次者証明書の写を送付してください。研修終了後の承認手続有効期間は1年間ですので忘れず手続きしてください。

申請取次を行う場合、申請用紙の右上に申請取次者のゴム印を押印することになっております。申請取次者として承認されましたら下記要領のゴム印を作成してください。

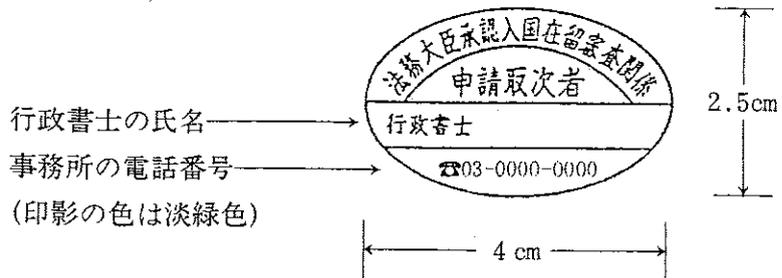
なお、下記でも取り扱っておりますので下記要領で直接申込みください。

〈有限会社 全行団〉 住 所 〒153-0042 東京都目黒区青葉台3-1-6
電話番号 03-3770-5675
F A X 03-3770-2677

ゴム印注文の際の連絡事項

- ①氏名、住所（送付先）、事務所電話番号
- ②登録番号（取次者証明書右上の番号）

【ゴム印見本】 横4センチ×縦2.5センチ
（シャチハタ タイプ）



2. 申請取次行政書士の承認を更新される方へ

申請取次行政書士の承認を受け、3年経過後も引き続き申請の取次を希望するときは、新たに地方入国管理局等に承認の更新のための申出を行うことが必要となります。この場合には、申請取次行政書士については過去3年間の取次実績等を勸案の上、承認の更新が相当であると認められる場合には、引き続き申請取次が認められ

ることになります。

なお、更新の申出は申請取次者証明書の有効期間が満了する2か月前から受け付けられます。

【必ずお読みください】

また、更新の承認があった場合、必ず、日本行政書士会連合会申請取次行政書士管理委員会にその旨ご連絡ください。その際、入国管理局からの通知書及び申請取次者証明書の写を送付してください。

【更新に必要な書類】

1. 申請取次申出書
2. 申請取次者証明書写
3. 行政書士会会員証又は登録証写
4. 定期的取次実績報告書を提出していない場合は出入国管理行政に関する研修終了書等の写（定期的取次実績報告書を提出している場合は不要）
5. 顔写真（2 cm×2 cm）2枚

3. 申請取次をされる場合の注意事項

申請取次行政書士として承認された者が、外国人から申請取次の依頼を得て入国管理局に当該許可申請等をする場合、原則として、当該外国人の出頭が免除されます。

但し、申請取次が認められる外国人は次の(1)～(4)に該当する者で在留状況に問題がなく、かつ、関係法令（外国人登録法等）上の義務を履行しているものに限られます。申請取次者は地方入国管理局等の職員から求めがあった場合は、外国人の在留活動状況に関し説明する必要がある、また、当該外国人の出頭を求められた場合は、当該外国人を出頭させる必要があります。（注1）

申請取次者が取次ぐ場合、申請取次リストを提出することとされています。必要な提出書類のうち、定期報告等において提出しているものと同一の資料については、その提出が免除される場合があります。

なお、外国人登録証明書については、その提示に代え、外国人本人の登録証明書（ラミネートカード型及びプラスチックカード型のものについては表裏面）の写しを提出することになります（注2）。

(1)在留資格認定証明書交付申請の場合

申請取次ぎの承認を受けた行政書士に申請の取次ぎを依頼した外国人又は代理人

(2)資格外活動の許可、在留資格の変更許可、資格の取得許可、及び在留期間の更新許可、申請並びに就労資格証明書の交付申請の場合（注3）

(3)永住許可及び資格の取得による永住許可

申請取次ぎの承認を受けた行政書士に申請の取次ぎを依頼した外国人

(4)再入国許可申請の場合

申請取次ぎの承認を受けた行政書士に申請の取次ぎを依頼した外国人

（注1） 出入国管理及び難民認定法施行規則第20条第4項によれば、「外国人が16歳に満たない者であるとき又は疾病その他の事由により自ら出頭することができないときは、その者の父若しくは母、配偶者、子、親族、監護者又はその他の同居者がその者に代わって申請を行うことができる」ことになっているが、これはその者の父等が法定代理人としての申請が行えることを規定しているのであって、出頭のみを免除する申請取次ぎの制度とは性格を異にするものである。

（注2） 登録証明書写しを提出する場合は、必ず申請取次者が原本である登録証明書との照合を行う必要がある。

（注3） 証印転記の願い出は、法律上の手続ではなく、外国人の利便のために事実上行われているものであるが、諸申請の場合に準じて取次ぎによる願い出が認められる。

お知らせ

北海道在留手続協議会主催の 在留資格等の相談会を実施します

北海道在住の外国人を対象に日本滞在の期間の更新や国際結婚による在留資格の変更などについての、資格要件や申請書類の作成についてご相談をお受け致します。

相談会の日時と場所は下記のとおりです。相談される方の秘密は厳守致します。

なお、相談料は無料です。

記

- ★ 日 時 平成11年4月2日(金) 午後1時～午後4時
- ★ 場 所 札幌市中央区北1条西3丁目札幌MNビル5F
札幌国際プラザコンベンションホール
- ★ 相 談 員 北海道在留手続協議会会員（北海道行政書士会所属会員）
英語の通訳者もおります

ご相談の主な内容

- ※ 就労、留学等在留手続の更新や変更
- ※ 国際結婚の手続や配偶者の呼び寄せ
- ※ 永住や帰化許可の申請 などについてご相談をお受けいたします

主 催 行政書士北海道在留手続協議会
共 催 財団法人 札幌国際プラザ

北海道在留手続協議会からのお知らせ

北海道の申請取次行政書士が結集し、設立された「北海道在留手続協議会」では、現在新規の会員を募集しています。

法務大臣の承認を受け、外国人の入国・在留に関する取次業務をされている方、北海道在留手続協議会に加入し、情報の交換や研修会に参加をしてみませんか。

外国人の在留を巡っては近年、多様化、複雑化が進行しております。そしてこれに対応する専門家＝取次行政書士の役割と期待も高まってきています。取次者としての自己研鑽がますます求められる中、北海道在留手続協議会は申請取次行政書士の強い味方として、在留業務で活躍される皆さんとともに歩んで参ります。

申請取次行政書士の皆さんの参加をお待ちしています。

北海道在留手続協議会への加入申し込み、お問い合わせは下記までお願いします。

記

北海道在留手続協議会事務局（行政書士中川一朗事務所気付）
電 話 011-584-5619

相続業務 Q & A

法友会 米田 倶 實

相続 Q & A その1

Q 被相続人Aには、妻B、および未成年の子CとDが居る。遺言はないが、遺産のすべてをBが取得したいと考えている。行政書士甲がこの相続の書類作成を依頼されたとして、あなたが甲ならどうする。

A 方法は次のとおり考えられます。

- (1)遺言がなければBが取得することはできないので法定どおり取得しなければならないので、取得後Bに贈与させる。
- (2)B、C、Dが協議した旨、遺産分割協議書を作成する。
- (3)CとDには行為能力がないのでそれぞれ特別代理人を選任して、Bと3人で分割協議書を作成する。
- (4)Bは、C、Dの親権者なので(2)の協議書にC、Dの法定代理人として押印できる。
- (5)Bは、C、Dの親権者なのでC、Dにつき特別受益者(民法903条の2)の証明をすることができ、Bは遺産の全部を取得できる。

〈解説〉

- (1)ごく堅く(と言うよりは融通性なく)考えれば、このように言えないこともないが、財産が不動産であれば登記が一度分無駄になるし、贈与税の心配もしなければならない。有能な行政書士の回答しては落第。
- (2)このような協議書は当事者3人の間では有効であろうが、CとDには行為能力がないとされるので、金融機関や法務局には通用しないため、この場合の手段としては適切でない。
- (3)法の解釈上、本来の方法であり間違いではないが、代理人を選任したり家庭裁判所に出向いたり、大変な手数を強いられる。Bが取得さえすればよいなら、有能な行政書士ならもう少し簡便な手段がないかを考えてみよう。
- (4)親権者が子どもの代理人となるのはよいがこの場合は親の取得部分が増せばその分、子どもの取得部分が減少し、子どもの利益を害することとなる

利益相反行為(民法826①)として禁止される。

- (5)Bが取得するためにB自身がC Dの特別受益を証明するのは理屈に合わないが、便法として認められるので、費用、手数のかからないこの方法を実践的に正解としたい。ただし、「被相続人から生前贈与を受けた」という事実はないと反論される余地があるので注意のこと。

相続 Q & A その2

Q Aは高齢であるため死後の財産分配のことを考えている。Aには、子B女、C男、D男、があり妻は先に死亡している。Aは自己所有の土地をBと、その夫Eに各2分の1宛贈与したいが、贈与税のことを考慮に入れてB、Eに有利な方法を考えてやりたい。遺言しておけば万全であるかもお尋ねしたい。

A 死因贈与契約(オレが死んだらこの土地をお前らにヤルという契約)が良いと思います。この契約と遺言の違いは、遺言はAの意思によって何時でも取り消せるし、新たな遺言によって覆すこともできるのでB、Eにとって有利とは言えません。これに対し死因贈与契約は始期付贈与を原因とする所有権移転仮登記をしておけばC、Dにも対抗できるし、Aが単独でこの贈与(予約)を取り消すことはできないのでB、Eには有利でしょう。また、贈与は予約なので贈与税は課せられません。

死因贈与契約の締結にあたって、

- ①Aは、必ず実印で調印し、印鑑証明を添付すること。
- ②契約書の原本を原因証書として(契約書原本に登記官の判をもらう)登記をすること。
- ③契約書の中に執行人を指名し、その了解を得て住所、生年月日を明記すること。

Aの死後、執行人はAの代理人としてB、Eのため所有権移転仮登記の本登記をします。なお、税金の関係ではB、Eには贈与税が課せられず、相続税で申告することとなります。この場合Eの税金は遺贈を受けた者として特別な計算をします。

任意会
取材レポート
No.3

行政書士運輸協力会

皆さんは、北海道運輸局の札幌陸運支局という場所をご存知でしょうか。

札幌陸運支局とは、車検証の交付・ナンバープレート発行や車検等で一般にはなじみのある場所ですが、その一角に机を設け行政書士たちの集まる場所があります。

そこは、知る人ぞ知る「行政書士運輸協力会」の仕事場です。

さる2月18日(木)、北海道運輸局札幌陸運支局内にて、現在会長である元井行政書士に取材させていただきました。

Q：運輸協力会の発足は？

昭和60年、鳥井・倉行政書士が中心となり15～16人の札幌陸運支局管内に事務所を有する行政書士が集まり発足しました。

Q：現在の状況は？

現在は31名。私は4代目の会長となります。副会長は荒木・岡田行政書士の2名。監事は倉行政書士、相談役は深貝行政書士となっています。

Q：主な年中行事は？

4月の総会、観楓会、新年会、必要に応じて理事会。普段、札幌陸運支局で顔を合わせ井戸端会議をすることから実務をしている人たちの交流は十分とれているので定期的にあつまるとはありません。

Q：運輸協力会とは？

車両の登録とは時間と手間のかかるもので、一人で業務を行っている行政書士や補助者がいても人数が足りなく手の空かない行政書士たちの互助会的なものであり、当初の役割としては札幌陸運支局のパイ役という部分もありました。

最近では対外的に随分と認知されてきており、特にここ数年は道外の行政書士団体からも声がかかります。現在、さまざまな車両が毎日登録され、ナンバーが交付されたり車検証を書き換えたりという作業が行われておりますが、札幌陸運支局管内（札幌ナンバーがでる圏内）で月の登録件数の約7割をこの運輸協力会で携わっております。

Q：今後の活動予定は？

現在は業務のための会ではありますが、今後はさらに研修を積めるよう運輸業務全般における勉強会も持てたいと思います。また、時代の流れに取り

残されることのないよう、札幌陸運支局の対応に即して常に会員同士情報交換の場を持っていきたいと考えております。

会も15年目を迎えるにあたり、現状に甘んじることなく少しずつ時代のニーズに合わせて変えていかなければならないと考えております。

Q：入会希望者がいた場合は？

私のところまでご連絡ください。(行政書士 元井 昭一 TEL 011-551-8678) くるものは拒みませんが、あくまでも実務者のみです。この会に入ったから仕事を教えてもらえるとか、仕事をくれるとかではありませんのでご注意ください。

と、お忙しい中、いろいろなこととお話ししていただきました。しかし、もう一つ、「運輸協力会」を説明するには付け加えておかなければならないことがあります。それは、「加藤さん」の存在です。

札幌陸運支局に行くとも誰もが知っている女性ですが、以前は札幌陸運支局に勤務し、退職後は私たちの代わりに札幌陸運支局にいてくれる「生き字引」のような方です。あちこち飛び回る行政書士に代わり、雨の日も風の日もいつも静かながらも強い意志を秘めた姿勢で私たちの強い味方でいてくれます。発足後、1年後にこの会をお手伝いいただき、もはや14年。

任意会の中でこのような方は非常に貴重な存在でこの会の発展を語るときにこの方はずしてはなりません。任意会の形態としては非常に珍しいと思われませんが、この会の会員はみな口を揃えて「加藤さんがいなかったら大変だ。本当に感謝している。」と話しておりました。(記・佐々木)

平成10年度行政書士試験結果(北海道分)

1 平成10年度行政書士試験結果

	全体	札幌	函館	旭川	釧路	
出願者数 (A)	1124	866	54	102	102	
受験者数	一般教養・法令(B)	958	747	45	80	86
	論述	937	728	44	80	85
受験率 (B/A)	85.2%	86.3%	83.3%	78.4%	84.3%	
択一合格者数	135	118	2	7	8	
最終合格者数 (C)	32	27	0	2	3	
合格率 (C/B)	3.34%	3.61%	0.00%	2.50%	3.49%	

2 過去5年間の行政書士試験結果

	出願者数	受験者数	受験率	合格者数	合格率
平成9年度	1093	927	84.81%	64	6.90%
平成8年度	1164	970	83.33%	65	6.70%
平成7年度	1261	1075	85.25%	87	8.09%
平成6年度	1342	1120	83.46%	44	3.93%
平成5年度	1596	1365	85.53%	138	10.11%

3 平成10年度全国	39,291	33,408	85.0%	1,956	5.9%
------------	--------	--------	-------	-------	------

4 その他

- ①試験実施日 平成10年10月25日(日)
 ②試験会場 札幌市、函館市、旭川市、釧路市
 ③試験科目 一般教養・法令試験及び論述試験
 ④合格発表日 平成11年1月12日(火)

お知らせ 総務部

この度、会員の福利厚生事業の一環として、国際ホテル札幌と宿泊施設利用の契約を締結いたしましたので、ご利用ください。

申込の際に、本会会員である旨をお伝えください。

尚、旭川、層雲峡、川湯、小樽等のチェーンホテルについては交渉中です。

国際ホテル札幌
 札幌市中央区南5条西7丁目
 TEL (011) 532-8111

●利用料金

- オンシーズン(6月1日～9月30日)
 - シングルルーム 5,400円
 - ツインルーム(2名) 9,300円
- オフシーズン(10月1日～5月31日)
 - シングルルーム 4,800円
 - ツインルーム(2名) 8,600円

●通用期間

平成11年3月1日～平成12年2月末日
 年末年始及び雪まつり期間は条件に変更があります。

ご参考 ●通常料金

- シングルルーム 7,500円
- ツインルーム(2名) 13,000円

釧路地方法務局斜里出張所閉庁のお知らせ

当局斜里出張所で取り扱っております登記事務（斜里町、小清水町、清里町の不動産及び会社などの商業・法人登記事務）は、平成11年3月23日(火)から当局網走支局で取り扱うことになりましたので、お知らせします。

なお、登記簿謄(抄)本の請求につきましては、網走支局に郵送により申請することができます。

釧路地方法務局

- 統合先 釧路地方法務局網走支局
- 所 在 〒093-0045 網走市大曲1丁目1番4号
- 電 話 (0152)43-3456
- 交 通 JR石北線、釧網本線「網走駅」下車
乗継ぎ 網走交通 刑務所・大曲行「法務局前」下車 徒歩1分

なお、不明な点がありましたら、下記までお尋ねください。

釧路地方法務局 総務課 ☎(0154)41-6137

〒085-8522 釧路市柏木町5番6号

函館地方法務局松前出張所・木古内出張所閉庁のお知らせ

当局木古内出張所及び松前出張所は統合廃止となり、同出張所で取り扱っております登記事務は、平成11年3月29日(月)から、本局登記部門で取り扱うことになりましたので、お知らせいたします。

また、統合により、木古内出張所及び松前出張所管轄の土地・建物の不動産登記は、コンピュータで事務処理がなされます。法人の印鑑証明書の交付方法も、本年11月からコンピュータによる印鑑カード方式を導入し、迅速化を図る予定です。

なお、証明書等の請求は、郵送でも申請できますので、ご利用ください。

平成11年3月

函館地方法務局

- 統合先 函館地方法務局登記部門
- 所 在 〒040-8533 函館市新川町25番18号 函館地方合同庁舎3階
- 電 話 (0138)23-7511
- 交 通 市電・市バス 千歳町下車(徒歩1分)

監修 北海道建設部建設企画室建設情報課

(新規・追加・更新・変更)

建設業許可申請の手引 (改訂版)

仕様 A4版 170頁 発行 社団法人北海道土木協会

頒価 1,900円(税込送料実費)

「建設業許可申請の手引」は、この度、建設業許可関係事務の簡素化、迅速化を図るため、道庁と各支庁とのオンラインシステム化が行われ、更に、平成10年7月建設業法施行規則等が一部改正施行されたのを機会に建設部建設企画室建設情報課の監修を得て「建設業許可の手引」改訂版が発行されました。

本書は、ご承知のとおり建設業経営の基本である北海道における建設業の許可に関する手引書として、更に内容を充実させわかりやすく解説した必須の図書であります。

つきましては、この機会に是非お買い求めのうえ座右に置かれて円滑な事務手続きにご活用くださいますようご案内申し上げます。

お申込についてお願い

郵便又はFAXで申込される場合には、申込と同時に代金(送料は着払いで扱います。)を、下記へ払込ください。銀行へ払込すると即日通知が入りますので、その日に現物を送れるものと思います。また、郵便振替口座を利用される場合は、受領証の写しを添えて申込みいただきますと、同様の扱いとなります。なにとぞ經理の都合上代金前払いにご協力をお願いいたします。

振込先

札幌銀行札幌南支店(普0570344) 北海道銀行本店(当 19116)

北洋銀行本店(普0742651) 札幌銀行本店(普389444)

振替口座 02730-0-8224

取引銀行名の変更について

株式会社北海道拓殖銀行は、平成10年11月16日で株式会社北洋銀行に営業譲渡されました。

このため、本会の取引銀行中従来の北海道拓殖銀行が次のとおり銀行名が変更になりましたのでお知らせ致します。

記

変更前

北海道拓殖銀行札幌南支店 普 0570344

変更後

北洋銀行札幌南支店 普 0570344

郵便貯金からの会費自動払込制度のご利用について

郵便貯金からの自動払込制度は、納期限の日までに18,000円を郵便貯金に預入しておきますと、納期限の当日、自動的に振り込まれる制度です。手数料は1回10円で他の振込方法より低廉ですし、本会が負担しますので、是非、便利な「郵便貯金からの自動払込」制度をご利用ください。

申込方法は貯金通帳の記号、番号、住所、氏名を記入して本会まで連絡していただくこととなります。

北海道行政書士会

平成11年度建設関係資格試験・検定案内

●建設業法による技術検定の実施予定（順不同）

資格名	試験・研修名	11年 2月	3月	4月	5月	6月
土木 施工管理技士	1・2級土木施工管理 技術検定試験		1(予定)17~31 ○ 願書販売開始 1級学科・ 2級申込受付			
	2級土木施工管理技術研修		1(予定)17~31 ○ 願書販売開始 申込受付			各地区
建築 施工管理技士	1・2級建築施工管理 技術検定試験	5(予定)19~5 ○ 1級学科 願書販売開始	1級学科申込受付			13 ○ 1級学科試験
	2級建築施工管理技術研修 (平成6年度~平成12年度まで)	12~26 ○ (願書は1月12日から販売される予定です。)				平成11年度分
管工事 施工管理技士	1・2級管工事施工管理 技術検定試験				7(予定)17~31 ○ 願書販売開始 1級学科・2級申込受付	
	2級管工事施工管理技術研修 (平成11年度~平成12年度まで)				7(予定)17~31 ○ 願書販売開始 申込受付	
電気工事 施工管理技士	1・2級電気工事施工管理 技術検定試験	5(予定)19~5 ○ 1級学科 願書販売開始	1級学科申込受付			13 ○ 1級学科試験
造園 施工管理技士	1・2級造園施工管理 技術検定試験				14(予定) ○ 願書販売開始	1~15 ○ 1級学科・2級 申込受付
建設機械 施工技士	1・2級建設機械施工 技術検定試験	上旬 ○ 願書販売開始		25~15 ○ 1・2級申込受付		20 ○ 1・2級学科試験
	2級建設機械施工技術研修 (平成6年度~平成12年度まで) [研修は第1種及び第2種について行う]					上旬 ○ 願書販売開始

上記のうち次の試験は種別に分けて実施されます。●2級土木施工管理技術検定試験（土木・鋼構造物塗装・薬液注入の3種別）

○ 願書販売(配布)開始

● 申込受付期間

⊙ 実施日程(時期)

(平成11年1月)

7月	8月	9月	10月	11月	12月	指定試験機関(実施機関)
4 ② 1級学科試験 18 ② 2級試験	17~31 1級実地申込受付		3 ② 1級実地試験			(財)全国建設研修センター ☎100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町ビル ☎03(3581)0138(代)
ごとの実施		各地区ごとの実施				
2 ○ 1級実地・2級 願書販売開始	16~30 1級実地・2級 申込受付		17 ② 1級実地試験	14 ② 2級試験		(財)建設業振興基金(試験研修本部) ☎105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目森ビル2号館 ☎03(5473)1581
の研修を全国30都市で実施						
		5 ② 1級学科試験	19 ② 2級試験	22~4 1級実地申込受付	5 ② 1級実地試験	(財)全国建設研修センター ☎100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町ビル ☎03(3581)0139(代)
		上旬 全国15都市で研修実施			12年1月下旬まで	
2 ○ 1級実地・2級 願書販売開始	16~30 1級実地・2級 申込受付		17 ② 1級実地試験	14 ② 2級試験		(財)建設業振興基金(試験研修本部) ☎105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目森ビル2号館 ☎03(5473)1581
		5 ② 1級学科試験	19 ② 2級試験	22~4 1級実地申込受付	5 ② 1級実地試験	
		下旬 1・2級実地試験				(社)日本建設機械化協会(試験部) ☎105-0001 東京都港区虎ノ門3-20-4 虎ノ門鈴木ビル7F ☎03(3433)6141(代)
	2 ~ 20 申込受付			中旬 ~ 下旬 研修実施		

● 2級建築施工管理技術検定試験(建築・躯体・仕上げの3種別) ● 2級建設機械施工技術検定試験(建設機械の種類により第1種から第6種まで)

●その他の主要資格試験・検定の実施予定（順不同）

資格名	11年2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
建築士	[1級]			上旬 ○ 願書販売開始	中旬~下旬 ● 申込受付		下旬 ● 学科試験		上旬 ● 設計製図試験
	[2級・木造]		上旬 ○ 願書販売開始	中旬 ● 2級・木造申込受付		上旬 ● 2級学科試験	下旬 ● 木造学科試験	下旬 ● 2級設計製図試験	上旬 ● 木造設計製図試験
建築設備資格者 (建築設備士)	上旬 ○ 願書販売開始	上旬~下旬 ● 申込受付			中旬 ● 学科試験		下旬 ● 設計製図及び論文試験		
技術士・技術士補	第二次中旬 (士)○ 願書配布開始	第二次 下旬~上旬 (士)● 申込受付	中旬 ○ 願書配布開始	上旬~中旬 ● 第一次(補)申込受付			下旬 ● 第二次(士)筆記試験		中旬 ● 第一次(補)試験
測量士・測量士補	1~26 ● 申込受付予定 (願書は1月19日から配布される予定です)			18(予定) ● 試験					
浄化槽設備士	上旬 ○ 願書販売開始		上旬~中旬 ● 申込受付		上旬 ● 試験				(1)・2級管工事施工管理技士を対象とする[浄化槽設備士認定
給水装置工事主任技術者				上旬 ○ 願書販売開始	中旬 ● 申込受付				下旬 ● 試験
電気主任技術者				上旬 ○ 第1・2・3種申込書 配布開始	31~14 ● 第1・2・3種 申込受付		21 ● 第1種一次試験 22 ● 第3種試験		
電気工事士	下旬 ○ 第2種申込書 配布開始	15~5 ● 第2種申込受付			第1種申込書 6 ● 配布開始 下旬 ○ 第2種 筆記試験		26~9 ● 第1種 申込受付 25 ● 第2種 技能試験		3 ● 第1種 筆記試験
不動産鑑定士・鑑定士補	上旬 中旬~上旬 ○ 第1次 ● 願書配布開始 第1次申込受付		中旬 ● 第1次試験	中旬 下旬~中旬 ○ 第2次 ● 願書配布開始 第2次申込受付		下旬 ● 第2次試験		下旬 ○ 第3次 ● 願書配布開始 第3次申込受付	上旬~下旬 ● 第3次申込受付
土地家屋調査士				中旬 ○ 願書配布開始	上旬~下旬 ● 申込受付		下旬 ● 筆記試験		
宅地建物取引主任者						上旬 ○ 願書配布開始	下旬 ● 申込受付		中旬 ● 試験
土地区画整理士				7 ○ 願書販売開始	17~31 ● 土地区画整理技術者 試験(第1次)申込受付		5 ● 土地区画整理技術者試験(第1次)		中旬~下旬 ● 第2次申込受付
技能士			上旬~中旬 ● 前期申込受付		上旬 中旬 ● 前期問題公表	前期実技試験	上旬 ● 前期学科試験		上旬~中旬 ● 後期 申込受付
消防設備士	[全国]				中旬~中旬 ● 申込受付		下旬 ● 試験実施		
	[東京]								
危険物取扱者	[全国]		上旬 ~ 中旬 ● 前期申込受付		下旬 上旬 ● 前期試験実施			上旬 ~ 中旬 ● 後期申込受付	
	[東京]								
建設業経理事務士									上旬 下旬 ○ 願書配布開始 申込受付

●試験・研修の日程は変更されることもあります。申込受付期間等の詳細は、あらかじめ各実施機関に確認してください。

11月	12月	12月1月	2月	3月	指定試験機関（実施機関）
					(財)建築技術教育普及センター ☎107-0052 東京都港区赤坂6-11-1 協栄生命赤坂ビル ☎03(3505)1831
	上旬～中旬 ◎◎ 第2次(土)口頭試験				(社)日本技術士会 ☎105-0001 東京都港区虎ノ門4-1-20 田中山ビル8F ☎03(3459)1333(代)
					建設省国土地理院（総務部総務課） ☎305-0811 茨城県つくば市北郷1 ☎0298(64)1111(代)
					(財)浄化槽設備士センター ☎102-0083 東京都千代田区麴町4-3 麴町4丁目ビル5F ☎03(3237)6591
					(財)給水工事技術振興財団 ☎103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町4-7 日本橋安藤ビル2F ☎03(5695)2511
	21 ◎ 第1・2種二次試験				(財)電気技術者試験センター ☎100-0006 東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館3F ☎03(3213)5991(代)
	5 ◎ 第1種 技能試験				国土庁土地鑑定委員会 ☎100-0013 東京都千代田区霞が関1-2-2 事務局 国土庁土地局地価調査課 ☎03(3593)3311(代)
	下旬 ◎ 第3次試験				各法務局及び各地方方法務局
	中旬 ◎ 口述試験				(財)不動産適正取引推進機構 ☎105-0001 東京都港区虎ノ門3-8-21 第33森ビル3F ☎03(3435)8181
	上旬 ◎ 第2次試験				上地区画整理技術者試験(第1次) (財)全国建設研修センター ☎100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町ビル ☎03(3581)10139(代) (第2次) 建設省都市局画区画整理課 ☎100-0013 東京都千代田区霞が関2-1-3 ☎03(3580)4311(代)
	下旬 ◎ 後期問題公表	上旬 ◎ 後期実技試験	下旬 ◎ 後期実技試験	中旬 ◎ 後期学科試験	〔実施機関及び問い合わせ先〕 (問い合わせ先) 中央職業能力開発協会 各都道府県職業能力開発協会 ☎107-0052 東京都港区赤坂3-5-2サンヨー赤坂ビル ☎03(3224)3642
					(全国(東京都を除く)) (財)消防試験研究センターの各道府県支部 (東京都) (財)消防試験研究センターの中央試験センター ☎151-0072 東京都渋谷区幡ヶ谷1-13-20 ☎03(3460)7798(代)
	上旬 ◎ 後期試験実施				(全国のおおむねの時期を示しましたが、願書配布、受付、試験は各都道府県単位で行われます。ただし、東京は通年で単単位で実施しています。)
				上旬 ◎ 試験	(財)建設業振興基金 ☎105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目森ビル2号館3F ☎03(5473)4581

(平成11年1月)

適正に使用していますね

〈総務部〉

統一用紙の払いだし請求について

行政書士業務の重要性と公共性を十分自覚し、次のことに留意し厳格に取扱ってください。

- ◎ 「統一用紙」の使用が出来るのは、行政書士がその職務上必要な場合に限り認められているものです。
- ◎ クレジット会社や調査会社などからの依頼による単なる戸籍謄本や住民票の写しの請求は、職務上必要な場合とは認められませんので、「統一用紙」を使用出来ません。
- ◎ 請求にあたっては、戸籍法及び住民基本台帳法の精神を尊重し、その取り扱いに慎重を期してください。
- ◎ 使用目的、提出先の記載に誤りがないよう確認して請求するとともに、交付を受けた「戸籍謄本及び住民票の写し」についても、守秘義務に反することのないよう注意してください。

情報コーナー

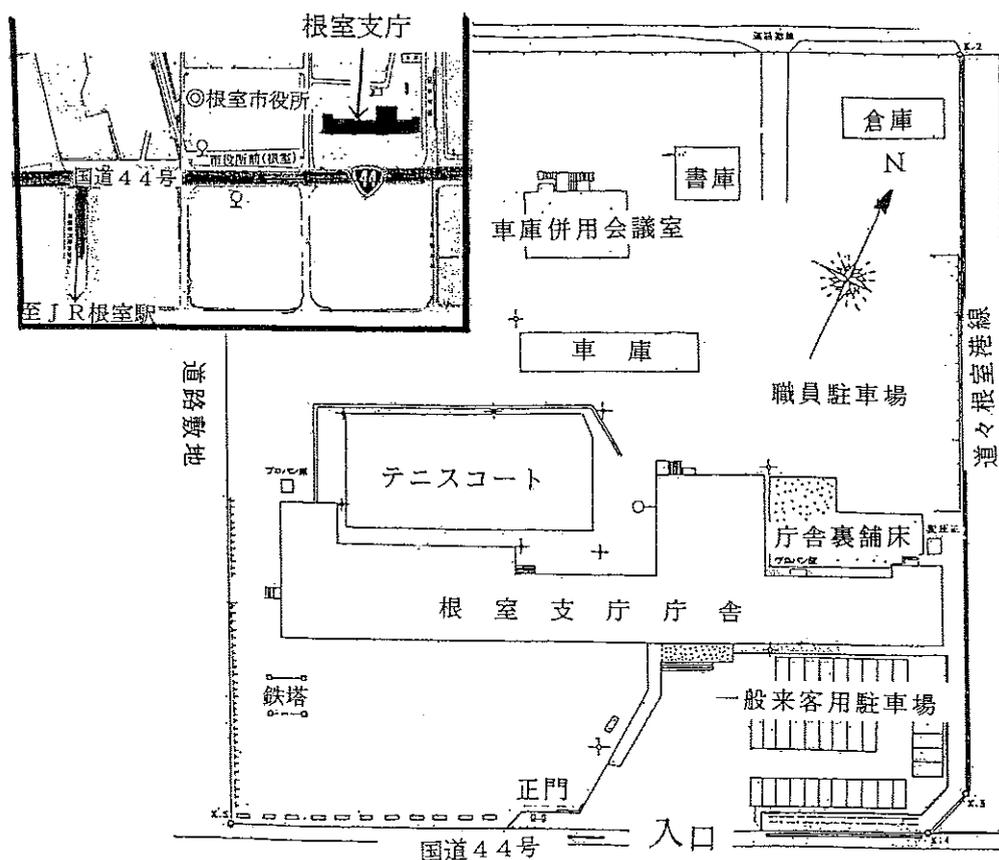
根室支庁

〒087-8588 根室市常盤町3丁目28番地
☎(01532)3-6131

◎来客用駐車場は、36台駐車可。

◎閉庁日は、利用できません。

◎利用時間は、午前8時から午後6までです。



会長選挙の日程(予定)についてのお知らせ

北海道行政書士会

選挙管理委員会委員長 渡 辺 明

去る2月23日選挙管理委員会を開催して、「会長選挙の予定日時」を決定しましたのでお知らせします。
会長選挙の期日や立候補の届け出などに必要な事項は、4月28日に本会の事務室内の告示板に告示しますが、その予定日時は、次のとおりです。また、会長選挙の日程表を各支部に送付しましたことを申し添えます。

*選挙期日(予定)

平成11年5月28日(第40回定時総会開催日)

*投票所及び開票所開設場所

第40回定時総会会場(ホテルライフオート札幌 2F)

*立候補の届け出

●届け出の期間及びその時間

5月6日(木)、7日(金)の2日間 9時から17時まで

●届け出の方法

立候補予定者又はその使者が、次の届出場所に「会長立候補届」(会則施行規程別記第1号様式)に、「会長候補推薦書」(会則施行規程別記第2号様式)を添えて持参してください。

郵便、FAXなどによる届け出は出来ませんので、注意願います。

なお、会長立候補届等の用紙は、事務局にあります。

届出の場所 本会役員室(札幌市中央区北1西7 タキモトビル2F)

*選挙権者

会長選挙の「選挙権者」として選挙権を行使できるのは、現に当該総会に出席している総会構成員(支部長及び代議員)とされており、なお、総会構成員が総会に出席できない場合に、その委任をうけて現に当該総会に出席している者も、選挙権を行使することができます。

*会長候補となれる者

会長選挙において、「会長候補者」として立候補の届け出ができるのは、本会の会員に限られるのは当然であります。本会の会員であることに加えて、会員15人以上から推薦されることが要件とされています。

*会長選挙についての照会は、本会事務局にお問い合わせ下さい。 ☎011-221-1221

総会日程のお知らせ

平成11年度 定 時 総 会

と き 平成11年5月28日(金)

午前10時

と ころ ホテルライフオート札幌

電 話 011(521)5211

札幌市中央区南10条西1丁目中島公園前

本会の主要行事

月 日	行 事 名	時 間	開 催 場 所
10.12.18	第2回電子申請等対策委員会	16:00~18:00	本会役員室
11. 1.13	第7回常任理事会	10:00~20:00	同上
11. 1.19	行政書士登録調査委員会	13:30~15:30	同上
11. 1.22	第2回経理部会	13:00~16:00	同上
11. 2. 4	第8回常任理事会	9:00~12:00	同上
11. 2. 4	第3回支部長会	10:00~17:00	北農健保会館
11. 2. 5	第2回監察部会・車庫証明対策委員会合同会議	15:00~17:00	本会役員室
11. 2.12	第2回総務部会	13:30~17:50	同上
11. 2.16	行政書士登録調査委員会	13:30~15:00	同上
11. 2.19	第3回理事会	13:00~18:00	札幌ルーテルセンター
11. 2.23	選挙管理委員会	13:00~17:00	本会役員室
11. 2.28	第9回常任理事会	9:00~17:30	北農健保会館
11. 3. 5	会報編集委員会	14:30~17:00	本会役員室
11. 3.16	会報編集委員会	14:30~17:30	同上
11. 3.16	行政書士登録調査委員会	13:30~16:30	同上

支部業務研修会開催状況

支部	開催年月日	場 所	研 修 科 目	講 師	受 講 者 数	研 修 種 別
札幌	10. 9. 5	(道央3支部合同研修会) (小樽市) 小樽市生涯学習プラザ	・債権譲渡の対抗要件について	本会 総務部長 板垣 俊夫	9人	一般
	10.12.15	(札幌市) 札幌市教育文化会館	・札幌市入札参加申請について	札幌市建設局工事契約課 契約係長 大関 好明	83	一般
函館	10.11.27	(函館市) 函館パークホテル	・農地法の一部改正について ・農地法5条申請について	渡島支庁農務課 農地係長 竹村 佳彦 技 師 森 修治	24	一般
	10.12.22	(函館市) 五島軒駅前店	・競争入札参加資格審査申請書の記載及び受付要領等について	函館市調度課 工事担当主査 伊藤 秀夫 同 菊池 幸則	28	一般
小樽	10. 9. 5	(道央3支部合同研修会) (小樽市) 小樽市生涯学習プラザ	・債権譲渡の対抗要件について	本会 総務部長 板垣 俊夫	12	一般
	10.10.22	(小樽市) 北海道職業能力開発短期大学校	・パソコン研修(初級、中級)	北海道職業能力開発短期大学校 助 教 授 佐藤 龍司 講 師 吉崎 昌彦 講 師 西野 元一	11	一般

支部	開催年月日	場 所	研 修 科 目	講 師	受講者数	研修種別
小樽	10.11.24	(倶知安町) 小倉屋	・建築業許可について	北海道後志支庁建設指導課 上木係長 鳴海 正一 同主任 足立 裕美	25	一般
空知	10.9.5	(道央3支部合同研修会) (小樽市) 小樽市生涯学習プラザ	・債権譲渡の対抗要件について	本会 総務部長 板垣 俊夫	2	一般
室蘭	10.7.4	(室蘭市) 室蘭市婦人研修センター	・建設業法と経審について	胆振支庁建設指導課 上木係長 中村 隆司	11	一般
	10.9.5	(室蘭、苫小牧、日高3支部合同業務研修会) (虻田町) 洞爺観光ホテル	・国土利用計画法の改正について ・住民監査請求について ・司書か？書士か？弁護士か？	室蘭支部 理事 堀 博志 同上 室蘭市立図書館 副館長 山下 敏明	14	一般
	10.10.3	(室蘭市) 室蘭中小企業センター	・パソコンの基礎知識について (第1回)	室蘭支部 理事 高橋 国夫	7	一般
	10.11.6	(室蘭市) NTT室蘭研修センター	・パソコンの基礎知識について (第2回)	NTT室蘭 主 査 西村 隆司 室蘭支部 理事 高橋 国夫	8	一般
	10.12.4	(室蘭市) NTT室蘭研修センター	・パソコンの基礎知識について (第3回)	NTT室蘭 主 査 西村 隆司 室蘭支部 理事 佐藤 文則	9	一般
	11.1.23	(登別市) 青嵐荘	・民法総則について ・法人税申告書別表の読み方について	室蘭支部 室蘭支部 荒川 隆志 川村 泰三	14	一般
苫小牧	10.9.5	(室蘭、苫小牧、日高3支部合同業務研修会) (虻田町) 洞爺観光ホテル	・国土利用計画法の改正について ・住民監査請求について ・司書か？書士か？弁護士か？	室蘭支部 理事 堀 博志 同上 室蘭市立図書館 副館長 山下 敏明	10	一般
日高	10.9.5	(室蘭、苫小牧、日高3支部合同業務研修会) (虻田町) 洞爺観光ホテル	・国土利用計画法の改正について ・住民監査請求について ・司書か？書士か？弁護士か？	室蘭支部 理事 堀 博志 同上 室蘭市立図書館 副館長 山下 敏明	10	一般
釧路	11.1.16	(釧路市) 釧路市厚生年金福祉会館	・「産業廃棄物収集運搬業」の許可申請書作成実務について	釧路支部 支部長 宗岡 隆一	14	一般

表紙のこ と ば

スコトン岬（礼文島）



「利尻・礼文・サロベツ国立公園」の一角を占めるスコトン岬は、礼文島の最北端に位置しています。

日本海に浮ぶ二つの島、利尻島は利尻富士に象徴される雄大な男性美なら、この礼文島は美しい四季の花と野鳥に代表される女性的なやさしさを持つ自然美に満ちあふれています。

島全体がお花畑といっても過言ではなく、平地でも高山植物の群生が見られます。冬の厳しさから開放された、これらの花が一斉に咲き乱れる5～7月の観光が最高で、紺碧の海との対比の素晴らしさは言葉では言い表せない。スコトン岬から好天気の日には遠くにかすむ樺太（サハリン）を望むことができます。

（写真・編集委員 水野佳朋）

ごせい去

ここに謹んで、ご冥福をお祈りします。

支部名	会員番号	氏名	死亡年月日
旭川	229	古屋福治	11.1.24
札幌(他)	1751	後藤重治	11.1.30
空知	2615	齋藤春雄	11.2.19



編集後記

- *小樽に巨大な複合商業施設ができる。この厳しい北海道経済を立て直す起爆剤となるか、私たちが期待を寄せている。
- *今年もあつという間にもう3月。さくら前線も近づいてきて、春の息吹きはもうすぐそこ。
- *先日オホーツクビールの社長の話を拝聴する機会があった。建設業を営む社長がなぜ地ビール会社を立ちあげ得たか。「その時のタイミングで追い風もありたまたま私は運がよかっただけ。」すると、もう一人のパネリストの方が「それは謙遜である。運だけで成功する人間はいない。その影には99%の努力があるはずだ。」
- *最初は小さな芽だった地ビールが大きく育つにはさまざまな障害があったに違いない。地ビールブームは去ったという人もいるが、ブームは去っても一つの事業としてしっかりと大地に根をはり始めた。
- *始めの話題に戻るが、小樽での試みが成功し、その地域だけでなく、北海道の元気、否、縮み指向のこの国の自信の回復へと繋がればと祈らずにはおれない。
- *1%の運をつかむとすれば99%の経営努力をしなければならない。それが小さな芽を大きく育てる一番の肥料であり、その芽を大きくする一番の近道でもあるのではないだろうか。



'99. 3. 第231号

平成11年3月25日発行

発行人 佐藤良雄
 編集人 河上隆
 編集委員 芳賀啓寿
 編集委員 佐々木ひとみ
 編集委員 水野佳朋
 発行所 北海道行政書士会
 印刷所 (有)酒井印刷所

札幌市中央区北1条西7丁目(西向) タキモトビル2階
 TEL 代表 (011)221-1221・FAX (011)281-4138
 郵便番号060-0001
 取引銀行 北海道銀行本店(当 19116)
 北洋銀行本店(普0742651)
 北洋銀行札幌南支店(普0570344)
 札幌銀行本店(普 389444)
 振替口座 02730-0-8224番